

和光市アーバンアクア公園の管理運営に関する変更基本協定書 (第1回)

和光市教育委員会（以下「甲」という。）と地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）である和光スポーツパーク共同事業体（以下「乙」という。）との間で令和3年8月19日に締結した、和光市総合体育館の管理運営に関する基本協定書（以下「原年度協定書」という。）の第17条を次のとおり変更する。なお、その他の事項については、原年度協定書のとおりとする。

（個人情報の保護）

第17条 個人情報の取扱いについては、別添の個人情報取扱特記事項のとおりとする。

上記の変更協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を原年度協定書とともに保有する。

令和7年4月1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市教育委員会

乙 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
さいたま新都心LAタワー30F
和光スポーツパーク共同事業体
(代表構成員)
埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
さいたま新都心LAタワー30F
株式会社クリーン工房
代表取締役 川鍋 大二
(構成員)
鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号
株式会社セイカスポーツセンター
代表取締役 玉川 文生

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 和光市教育委員会（以下「甲」という。）から事務処理の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務（以下「契約事務」という。）を処理するに当たり、個人情報を取り扱うに際しては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、契約事務の処理に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、契約事務に従事する者を事務処理に必要な範囲に限定し、その在職中のみならず、退職後においても、契約事務に係る個人情報の秘密の保持について必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適切な管理)

第3条 乙は、契約事務に係る個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲が求めたときは、契約事務に係る個人情報の安全な管理及び処理に関して乙が実施する具体的な措置を明らかにしなければならない。

(目的外利用又は第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、甲に報告し、その指示に従わなくてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(報告及び立入調査)

第8条 甲は、乙に対し、必要に応じて報告を求め、又は契約事務に係る個人情報の適正な管理に必要な限度において、担当職員による立入調査をすることができる。

(個人情報の返還又は破棄等)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、契約事務に係る個人情報を、遅滞なく、甲に返還し、又は甲の承諾を得た上で確実な方法により破棄若しくは消去をしなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの特記事項に違反したときは、契約を解除するものとする。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 乙は、この特記事項に定めるもののほか契約事務に係る個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。